

令和6年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費等支援給付金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 市長は、エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険サービス等を提供する事業所等に対し、光熱費、食材費及び車両燃料費（以下「光熱費等」という。）に係る経費を支援することにより、利用者が安心して介護保険サービス等を受けられる環境を維持するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で山形市介護保険サービス事業所等光熱費等支援給付金（以下「支援給付金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入所系事業所等 本市に所在する次に掲げる事業所及び施設をいう。

ア 本市の指定を受けた介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

イ 本市に届出をした養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(2) 通所系事業所等 本市に所在する次に掲げる事業所及び団体をいう。

ア 本市の指定を受けた通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所型サービス（従前相当）事業所及び通所型サービスA事業所

イ 本市と「元気あつぷ教室業務」の委託契約を締結した通所型サービスC事業所

ウ 令和6年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱（令和6年5月1日施行）に基づく補助金の交付を受ける通所型サービスB実施団体

(3) 訪問系事業所等 本市に所在する次に掲げる事業所及び団体をいう。

ア 本市の指定を受けた訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所、居宅療養管理指導事業所、介護予防支援事業所、訪問型サービス（従前相当）事業所及び訪問型サービスA事業所

イ 本市と「訪問型サービスC（栄養改善プログラム）おいしく栄養あっぷ訪問業務」の委託契約を締結した訪問型サービスC事業所及び本市と「認知症初期集中支援事業及び認知症地域支援推進事業業務」の委託契約を締結した認知症初期集中支援事業及び認知症地域支援推進事業実施団体（以下「認知症初期集中支援事業等実施団体」という。）

ウ 令和6年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける訪問型サービスB実施団体及び訪問型サービスD実施団体

2 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙「地域支援事業実施要綱」、山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月1日施行）及び令和6年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱において使用する用語の例による。

（交付対象期間）

第3条 支援給付金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間とする。

（交付対象者）

第4条 支援給付金の交付の対象となる者は、支援給付金の交付申請の時点において入所系事業所等、通所系事業所等又は訪問系事業所等（以下「事業所等」という。）を運営する法人とする。

（支援給付金の額）

第5条 支援給付金の額は、別表のとおりとする。

（支援給付金の申請）

第6条 支援給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費等支援給付金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第2号）
- (2) 車両内訳表（別記様式第3号）（該当者のみ）
- (3) 振込先口座情報（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う場合において、複数の事業所等を運営する法人にあっては、

当該複数の事業所等について一括して申請するものとする。

3 第1項の規定による申請の期間は、市長が別に定める期間とする。

(交付決定内容の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援給付金の交付の適否を決定し、その旨を令和6年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費等支援給付金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に対し通知するものとする。

(支援給付金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により支援給付金の交付を決定したときは、当該交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、支援給付金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業所等における介護保険サービス等の休止又は廃止により支援給付金の交付の決定に係る当該介護保険サービス等の提供月数に変更が生ずることが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援給付金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に反する行為があったとき。
- (4) その他市長が支援給付金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を令和6年度山形市介護保険サービス事業所等光熱費等支援給付金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により当該交付決定者に対し通知する。

(支援給付金の返還)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定により支援給付金の交付の決定を取り消されたときは、市長の請求に応じ、支援給付金を返還しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、支援給付金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(関係書類の整理保管)

第12条 交付決定者は、支援給付金に係る関係書類を支援給付金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	対象事業所等（※1）	支援項目	基準単価	積算方法（※2）	交付金額
1 入所系 事業所等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所	光熱費	800円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
		食材費（※3）	800円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
2 通所系 事業所等	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所型サービス（従前相当）事業所 通所型サービスA事業所 通所型サービスB実施団体 通所型サービスC事業所	光熱費	400円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
		食材費（※3）	200円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
		車両燃料費（※4）	700円／台	基準単価×台数（1事業所当たりの上限4台）×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
3 訪問系 事業所等	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所 居宅療養管理指導事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス（従前相当）事業所 訪問型サービスA事業所 訪問型サービスB実施団体 訪問型サービスC事業所 訪問型サービスD実施団体 認知症初期集中支援事業等実施団体	光熱費	1,700円／事業所	基準単価に該当月数を乗じた額	左記の積算方法で求めた額の1/2
		車両燃料費（※4）	700円／台	基準単価×台数（1事業所当たりの上限8台）×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2

※1 対象事業所等について

次の場合は、1つの事業所等として取り扱うものとする。

- ・介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合
- ・居宅介護支援と介護予防支援の両方の指定を受けている場合
- ・介護サービスと総合事業の両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている場合
- ・介護老人福祉施設と空床利用型の短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合
- ・地域密着型介護老人福祉施設と空床利用型の短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合
- ・介護老人保健施設と空床利用型の短期入所療養介護の両方の指定を受けている場合
- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合

※2 積算方法について

- ・該当月数は、令和6年4月から令和7年3月までの間で介護保険サービス等を提供する月数とする。
- ・定員数（通所型サービスB実施団体を除く。）は、本市に提出している事業所等の運営規程等に記載されている定員数とする。
- ・通所型サービスB実施団体の定員数は、令和6年4月から令和7年1月までの間で1日の利用者数が最大の日の利用者数とする。

※3 食材費について

- ・利用者に食事の提供を行っている入所系事業所等及び通所系事業所等に適用する。

※4 車両燃料費について

- ・複数のサービス（障がい福祉サービスを含む。）を提供している事業所等において車両を共有している場合は、1つのサービスにのみ適用する。